

STインターネットアクセス（宇和島市専用サービス用）契約約款

平成30年10月1日

株式会社 STNet

目 次

第1章 総 則

第 1 条	約款の適用	1
第 2 条	約款の変更	1
第 3 条	用語の定義	1

第2章 S T I Aサービスの種類

第 4 条	S T I Aサービスの種類	3
-------	----------------	---

第3章 S T I Aサービスの提供区域等

第 5 条	S T I Aサービスの提供区域	3
第 6 条	S T I Aサービスの提供区間	3

第4章 契 約

第 7 条	契約の種別	3
第 8 条	契約の単位	3
第 9 条	契約者回線の終端	3
第10条	収容区域及び加入区域	3
第11条	S T I Aサービス取扱局への収容	4
第12条	契約申込みの方法	4
第13条	契約申込みの承諾	4
第14条	提供開始日	4
第15条	最低利用期間	4
第16条	品目等の変更	4
第17条	契約者回線等の移転	5
第18条	契約者回線の異経路	5
第19条	S T I Aサービスの利用の一時中断	5
第20条	その他の契約内容の変更	5
第21条	契約に基づく債権・債務の譲渡の禁止	5
第22条	契約者が行う契約の解除	5
第23条	当社が行う契約の解除	5
第24条	契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	5
第25条	その他の提供条件	6

第5章 付加機能

第26条	付加機能の提供	6
第27条	付加機能の利用の一時中断	6
第28条	付加機能の利用解除及び廃止	6

第6章 附帯サービス

第29条	附帯サービス	7
------	--------	---

第7章 端末設備の提供等

第30条	端末設備の提供	7
第31条	端末設備の移転	7
第32条	端末設備の利用の一時中断	7

第8章 回線相互接続

第33条	当社又は他社の電気通信回線の接続	7
第34条	相互接続点の所在場所の変更	8

第9章 提供中止等

第35条	提供中止	8
第36条	提供停止	8
第37条	サービスの廃止	8
第38条	通信利用の制限	9

第10章 通信

第39条	回線による制約	10
------	---------	----

第11章 料金等

第40条	料金及び工事等に関する費用	10
第41条	料金の支払義務	10
第42条	手続き又は附帯サービスに関する料金の支払義務	10
第43条	工事費の支払義務	10
第44条	債権の譲渡	11
第45条	特定協定事業者にかかる債権の譲受等	11
第46条	料金の計算方法等	11
第47条	割増金	11
第48条	遅延損害金	11

第12章 保守

第49条	契約者の維持責任	11
第50条	契約者の切分責任	11
第51条	修理又は復旧の順位	12

第13章 損害賠償

第52条	責任の制限	12
第53条	免責	13

第14章 雑則

第54条	承諾の限界	13
第55条	利用に係る契約者の義務	14
第56条	契約者以外の者の利用に係る義務	14
第57条	契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	14
第58条	ユーザID及びパスワードの管理	14
第59条	契約者の氏名等の通知	15
第60条	特定協定事業者からの通知	15
第61条	契約者に係る情報の利用	15
第62条	法令に規定する事項	15
第63条	閲覧	15

別記	16
1 STIAサービスの提供区域	17
2 契約者の地位の承継	17
3 契約者の氏名等の変更	17
4 特定協定事業者	17
5 加入者回線	17
6 電気通信設備の設置場所の提供等	17
7 自営端末設備の接続	18
8 自営端末設備に異常がある場合等の検査	18
9 自営電気通信設備の接続	18
10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	19
11 当社の維持責任	19
12 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	19
13 STIAサービスにおける禁止事項	19
14 マカフィーセキュリティサービスの提供	20
15 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等	20
16 新聞社等の基準	21
17 技術資料の項目	21
18 支払い証明書等の発行	21
19 情報提供	21
20 管轄裁判所	21
21 光ネットサービス	21
22 整理品目	21

料金表	23	
通則	25	
第1表	料金	27
第1	STIAサービスに関する料金	27
第2表	工事に関する費用	37
第1	工事費	37
第3表	事務手数料等	39
第1	適用	39
第2	料金額	39
第4表	附帯サービスに関する料金	40
第1	マカフィーセキュリティサービス利用料	40
第2	申請手数料	40
第3	ドメイン名維持管理料	40
第4	発行料	41
別表	42	
別表	基本的な技術的事項	43
附則	44	

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、STインターネットアクセス（宇和島市専用サービス用）契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりSTIAサービスを提供します。

2 本条のほか、当社は、STIAサービスに附帯するサービスをこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 STIA網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。）
4 STIAサービス	STIA網を使用して行う電気通信サービス
5 STIAサービス取扱局	当社が電気通信設備を設置し、それによりSTIAサービスを提供する事業所
6 STIAサービス取扱所	STIAサービスの契約事務を行う当社の事務所
7 契約	当社からSTIAサービスの提供を受けるための契約
8 契約申込み	STIAサービスの契約の申込み
9 申込者	STIAサービスの契約申込みをした者
10 契約者	当社とSTIAサービスの契約を締結している者
11 契約者回線	契約に基づいてSTIAサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備とSTIAサービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12 加入者回線	特定協定事業者が設置する電気通信回線のうち当社が別に定めるもの
13 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 加入者回線 (3) 契約者回線及び加入者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
14 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者で当社と接続している事業者（ただし、特定協定事業者を除きます。）
15 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下、同じとします。）との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点及びインターネット接続事業者との接続点

17 特定協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者で、当社が別に定める事業者
18 端末設備	契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下、同じとします。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及びSTIAサービス端末等の接続の技術的条件
22 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
23 利用の一時中断	その契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすること
24 引込柱	契約者回線の終端に原則として最も近い距離にある電柱等
25 引込線	契約者回線のうち、原則として契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路
26 ホームページ開設	契約者がホームページを使用してSTIAサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積又は公開等を行うこと
27 電子メール	メールアドレスを利用してSTIAサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は読み出し等を行うこと
28 光電話サービス	当社が別途定める「ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款」において定める電気通信サービス
29 ダイヤルアップ回線	ダイヤルアップアクセスポイントに接続するための電気通信回線
30 ダイヤルアップアクセスポイント	ダイヤルアップ回線からSTIAサービスを利用するために当社又は当社が別に定める事業者が設置する電気通信設備
31 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 STIAサービスの種類

(STIAサービスの種類)

第4条 STIAサービスには、次の種類及びタイプがあります。

種類	タイプ	内容
STIAサービス	エコノミータイプ	料金表に定めるところによる
	お仕事ピカラ1Gタイプ	

第3章 STIAサービスの提供区域等

(STIAサービスの提供区域)

第5条 当社のSTIAサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

(STIAサービスの提供区間)

第6条 当社は、STIAサービスを本邦内に限り提供します。

2 当社が提供するSTIAサービスの区間は、別記1に定める区間とします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第4章 契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、契約者の申込に基づき、当社が定める加入者回線との相互接続点を契約者回線の終端とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

(STIAサービス取扱局への收容)

第11条 加入者回線は、その契約者回線の終端のあるSTIAサービス取扱局に收容します。

2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及びSTIAサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、收容するSTIAサービス取扱局を変更することがあります。

(契約申込みの方法)

第12条 契約申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書等に記載し、STIAサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) S T I Aサービスのタイプ及び品目等
- (2) 加入者回線の終端の場所
- (3) 契約者回線と相互に接続する加入者回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
- (4) 契約者回線と相互に接続する加入者回線に係るサービスの種類および品目
- (5) その他契約申込みの内容を特定するための事項

(契約申込みの承諾)

第13条 契約は、契約申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次のいずれかの場合には、その契約申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込みのあった契約者回線に必要な電気通信設備を設置することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (2) 申込者がS T I Aサービスの料金及び工事等に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 契約の申込みをした者が、S T I Aサービスの提供を停止されている、又は契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (5) 第55条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 契約者回線と加入者回線の接続に関し、特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に合致しないとき。
- (7) その他S T I Aサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(提供開始日)

第14条 契約申込みに基づき、当社が当該S T I Aサービスの工事を完了した日、又は当社がサービス開始したと定めた日をS T I Aサービスの提供を開始した日とします。

(最低利用期間)

第15条 S T I Aサービスには、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。

ただし、同一の契約者回線にて光電話サービスの提供を受けている契約者は、S T I Aサービスの提供開始日と光電話サービスの提供開始日のうち、先に提供を開始した日を最低利用期間の起算日とします。

2 契約者は、前項の期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第24条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）第1項の規定により契約が解除になるときは、この限りではありません。

(品目等の変更)

第16条 契約者は、当社に対し、当社が別に定めるところによりS T I Aサービスの品目等の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の移転)

第17条 契約者は、契約者回線等の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込みの承諾）及び第31条（端末設備の移転）の規定に準じて取り扱います。

(S T I Aサービスの利用の一時中断)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、S T I Aサービスの利用の一時中断を行います。

(その他の契約内容の変更)

第20条 当社は、契約者から請求があったとき（別記2及び別記3に定める変更を含みます。）は、第12条（契約申込みの方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約に基づく債権・債務の譲渡の禁止)

第21条 契約者は、別記2に定める場合を除いて、本契約に基づく地位から発生する債権・債務を契約者以外の者に譲渡することはできません。

(契約者が行う契約の解除)

第22条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめS T I Aサービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 前項により、契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第23条 当社は、第36条（提供停止）の規定によりS T I Aサービスの利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第36条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第36条（提供停止）の規定にかかわらず、S T I Aサービスの提供停止をしないで契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生するなど当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第25条 契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、STIAサービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した契約者が第36条（提供停止）の規定によりSTIAサービスの提供停止をされている、又は契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能を維持することが困難である等、STIAサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日を付加機能の提供を開始した日とします。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は、契約者から付加機能の利用の一時中断の請求があったとき、付加機能の提供が当社のSTIAサービスの提供に支障をきたすと当社が認めたとき、又は契約者のSTIAサービス利用上必要であると当社が認めたときは、その付加機能の利用の一時中断を行うことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により付加機能の利用の一時中断を行うときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(付加機能の利用解除及び廃止)

第28条 契約者は、付加機能の利用を解除しようとするときは、あらかじめSTIAサービス取扱所に申し出をしていただきます。

- 2 当社は、次のいずれかの場合には、付加機能の廃止又は利用解除を行うことがあります。
- (1) 技術的に付加機能の提供が困難になったとき、その他当社の業務遂行に著しく支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (2) 料金表に別段の定めがあるとき。

第6章 附帯サービス

(附帯サービス)

第29条 STIAサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記14及び15に定めるところによります。

第7章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第30条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

2 当社は、その契約者回線が短期契約により提供されるものであるときは、短期端末設備（契約者が1年未満の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

(端末設備の移転)

第31条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 前項の請求があったときは、第13条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 第1項の移転にかかる工事費用は、契約者に支払っていただきます。

(端末設備の利用の一時中断)

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断を行います。

第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第33条 契約者は、契約者回線に相互接続される加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、STIAサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項により契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。

3 契約者は、前2項に規定する接続について、第1項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、第1項及び第2項に規定する接続を廃止しようとするときは、あらかじめ書面によりSTIAサービス取扱所に通知していただきます。

(相互接続点の所在場所の変更)

第34条 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づく等の理由により、STIAサービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第9章 提供中止等

(提供中止)

第35条 当社は、次の場合には、契約者にかかるSTIAサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 前条（相互接続点の所在場所の変更）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第38条（通信利用の制限）の規定により、契約者回線の利用を中止又は制限するとき。

2 当社は、前項の規定によりSTIAサービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(提供停止)

第36条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのSTIAサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったSTIAサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下、この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのSTIAサービスの提供を停止することがあります。

- (1) STIAサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第55条（利用に係る契約者の義務）又は第56条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であってSTIAサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定によりSTIAサービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び提供停止期間を契約者に通知します。ただし、第1項第3号の規定によりSTIAサービスの提供停止をする場合は、この限りではありません。

(サービスの廃止)

第37条 当社は、STIAサービスの全部または一部を廃止することがあります。

2 前項の廃止を行う場合、当社は、契約者に対し、廃止日までの十分な期間を設けた上で事前に通知いたします。

(通信利用の制限)

第38条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止若しくは制限する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下、同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき等には、前項に準じて通信の利用を中止若しくは制限する措置をとることがあります。
- 3 契約者が、当社のSTIAサービスの提供、他の契約者のSTIAサービスの利用または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度など通信の利用を制限する場合があります。

第10章 通 信

(回線による制約)

第39条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合（使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、STIAサービスを利用することができない場合があります。

- 2 前項において、契約者が当社がフォーユーコールサービス契約約款又はビジネス光電話サービス契約約款に基づいて提供するIP音声通信を利用している場合、そのIP音声通信の通話が切断されることがあります。
- 3 通信が著しく輻輳したとき等には、通信が相手先に着信しないことや通信が切断されることがあります。

第 1 1 章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第 4 0 条 当社が提供する S T I A サービスの料金等は、料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第 4 1 条 契約者は、契約に基づいて当社が S T I A サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備の提供については提供を開始した日）から起算して、その契約の解除があった日（付加機能又は端末設備の廃止については廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

- 2 契約者は、その契約者が利用している付加機能等により契約者以外の者が行った通信に係る料金についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 前 1 項の期間において、利用の一時中断等により S T I A サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
 - (2) 提供停止があったときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。
 - (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、S T I A サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その S T I A サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその S T I A サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその S T I A サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（1 時間の倍数である部分に限ります。）について、その時間に対応するその S T I A サービスについての料金
3 契約者回線の移転に伴って、当社の都合により S T I A サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその S T I A サービスについての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 第 3 項の規定に係わらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(手続き又は附帯サービスに関する料金の支払義務)

第 4 2 条 契約者は S T I A サービスに係る手続き又は附帯サービスに関する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続き又は附帯サービスに関する料金を支払っていただきます。

(工事費の支払義務)

第43条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(債権の譲渡)

第44条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することになった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を契約者以外の者に譲渡することがあります。

(特定協定事業者にかかる債権の譲受等)

第45条 特定協定事業者と契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた特定協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するSTIAサービスの料金とみなして取り扱います。

(料金の計算方法等)

第46条 料金の計算方法並びに料金等の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第47条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第48条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第12章 保 守

(契約者の維持責任)

第49条 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第50条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、STIAサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第51条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第38条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。

ただし、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

この場合において、当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について暫定的にその契約者回線を收容するSTIAサービス取扱局を変更することがあります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第52条 当社は、STIAサービスを提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのSTIAサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。

以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、特定協定事業者が当該特定協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、STIAサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。以下、この条において同じとします。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するSTIAサービスの利用料金(料金表に規定する利用料金。なお、そのSTIAサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下、この条において同じとします。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定については、料金表により取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失によりSTIAサービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第53条 当社は、STIAサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は負担しません。

ただし、別表に定めるSTIAサービスにおける基本的な技術的事項(以下、この条において「技術的事項」といいます。)の規定の変更(取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 当社は、契約者がSTIAサービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます。)について何らの責任を負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。
- 4 当社は、契約者がSTIAサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、契約者又は契約者以外の者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 5 当社は、契約者が電子メール又はホームページ開設のために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 6 当社は、提供停止により契約者に損害が生じて、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 7 契約者がSTIAサービスの利用に関連し、契約者以外の者に対して損害を与えたものとして、当該契約者以外の者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- 8 当社の故意又は重大な過失に基づく場合には、第3項乃至第6項の規定は適用しません。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第54条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第55条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取りはずし、変更、分解、若しくは破壊、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにS T I Aサービス取扱所に通知していただきます。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) S T I Aサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を当社に無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
 - (5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する、若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合はこれに協力すること。
 - (6) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (7) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でS T I Aサービスを利用しないこと。
 - (8) 別記13に定める禁止事項に抵触しないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第56条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - ア 第49条 (契約者の維持責任)
 - イ 第50条 (契約者の切分責任)
 - ウ 別記の7 (自営端末設備の接続)
 - エ 別記の8 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
 - オ 別記の9 (自営電気通信設備の接続)
 - カ 別記の10 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等)

第57条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(ユーザID及びパスワードの管理)

第58条 当社は、契約の成立に伴い契約者（お仕事ピカラ1Gタイプのものに限ります。）にユーザIDとパスワードを付与します。

- 2 契約者は、ユーザID及びパスワードを適切に管理していただきます。
- 3 契約者は、ユーザID及びパスワード及び本サービスを契約者以外の者に利用させること、貸与、譲渡または売買することはできません。
- 4 ユーザID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または契約者以外の者の不正使用に起因する損害は契約者に負っていただき、当社は責任を負いません。
- 5 前項に該当する事実が判明した場合、契約者はただちに当社に通知してください。
- 6 契約の解除に伴い、契約者は当社にユーザIDを返還していただきます。

(契約者の氏名等の通知)

第59条 当社は、STIAサービスを提供するうえで必要な場合で、かつ、特定協定事業者から請求があったときは、契約者（その特定協定事業者とSTIAサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその特定協定事業者に通知することがあります。

(特定協定事業者からの通知)

第60条 契約者は、当社が料金及び工事等に関する費用の適用にあたり必要があるときは、特定協定事業者からその料金及び工事等に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第61条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、特定協定事業者の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等、特定協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(特定協定事業者等のサービスに係る料金等の回収代行)

第62条 当社は、次の全ての条件を満たす場合に限り、特定協定事業者（以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により特定協定事業者がその契約者に請求することとしたサービスに係る料金又は工事に関する費用について、その特定協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取り扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っておらず、又は怠るおそれがないとき。
 - (2) その契約者の申出について、特定協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社の定める期日を超えてもない支払わないときは、当社はその契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第63条 STIAサービスの提供又は利用にあたり、別記7から11の法令に定めがある事項については、

その定めるところによります。

(閲覧)

第64条 STIAサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するSTIAサービス取扱所において、STIAサービスを利用するうえで参考となる、別記17に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
- 3 当社は、この約款において当社が別に定めることとしている事項について閲覧に供します。ただし、品目等によっては、閲覧に供することができない項目があります。

別 記

別記

1 STIAサービスの提供区域

(1) STIAサービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。

当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、STIAサービスの需要と供給の見込み等を考慮してSTIAサービス提供区域を設定します。

市町村の区域
宇和島市内、当社が別に定める「光ネットサービス（ピカラUCAT）契約約款」の提供区域を除く区域

(2) STIAサービスの提供区間は、次に掲げるとおりとします。

ア 当社ならびに特定協定事業者の相互接続点と当社ならびにインターネット接続事業者の相互接続点との間

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併等により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにSTIAサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかにSTIAサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

4 特定協定事業者

当社は、下記の事業者を特定協定事業者として扱います。

宇和島市

5 加入者回線

種別	特定協定事業者	サービス
第1種	宇和島市	宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例第5条第1項第5号および別表2に定めるインターネット接続業務の内、光インターネット接続

6 電気通信設備の設置場所の提供等

(1) 契約者回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社が、STIAサービスの契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、

当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合はこの限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者はその自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除

いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合はこの限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した契約者回線等を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

12 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、特定協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13 STIAサービスにおける禁止事項

契約者は、STIAサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 他人の知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。

(4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。

(5) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。

(6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。

(7) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。

(8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等)。

(9) STIAサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。

(10) 他人になりすましてSTIAサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます)。

(11) 他の契約者等の個人情報収集又は蓄積する行為。

- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (13) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (15) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (16) 継続的に大量のトラフィックを送受信し、当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為。
- (17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (18) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負、仲介又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (20) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または契約者以外の者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (22) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (23) 当社の承諾を得ることなく、契約者以外の者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (24) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (25) その他、当社が不適切と判断する行為。

1.4 マカフィーセキュリティサービスの提供

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法によりそのSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）に係るマカフィーセキュリティサービスを提供します。この場合、契約者は、料金表に定める料金を支払っていただきます。

1.5 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にその契約に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）の割当て若しくは返却の申請手続きを行います。また、日本レジストリサービス等（以下「JPRS等」といいます。）にドメイン名（JPRS等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下、同じとします。）の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、契約者はJPRS等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) 当社は（1）のドメイン名に係る申請手続きについて、次のトップレベルドメインに関して取り扱うものとし、

. jp/. com/. net/. org/. biz/. info

- (3) （1）の場合、契約者は、料金表に規定する手数料を支払っていただきます。
- (4) 契約者は、その契約者回線においてドメイン名を利用している場合は、料金表に規定する独自ドメイン機能に係る料金を支払っていただきます。
- (5) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があった時は、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRS等に対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行なう事業者であって、JPRS等が定めるものをいいます。以下、この別記1.2において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きにかかる請求をしていただきます。

(6) (5) の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行なわれなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行いません。

16 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))を供給することを主な目的とする通信社

17 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

18 支払い証明書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、そのSTIAサービスに係る支払い証明書等を発行します。この場合、契約者は料金表に定める発行料を支払っていただきます。

19 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

20 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

21 光ネットサービス

当社は、下記の契約約款に定める光ネットサービスを料金表の第1表における光ネットサービスとして扱います。

光ネットサービス契約約款 光ネットサービス契約約款(さぬき市限定) 光ネットサービス契約約款(東温。久万高原) 光ネットサービス(ピカラKCB)契約約款 光ネットサービス(ピカラCUEtv)契約約款 光ネットサービス(ピカラ鳴門)契約約款 光ネットサービス(ピカラテレビあなん)契約約款 光ネットサービス(ピカラあわ)契約約款 光ネットサービス(ピカラICN)契約約款 光ネットサービス(ピカラMTC)契約約款 光ネットサービス(ピカラUCAT)契約約款 光ネットサービス(ピカラCVC)契約約款

光ネットサービス（ピカラICK）契約約款
光ネットサービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款
光ネットサービス（ピカラよさこい）契約約款
光ネットサービス（ピカラMCB）契約約款
光ネットサービス（ピカラKBC）契約約款
光ネットサービス（ピカラ西予）契約約款
光ネットサービス（ピカラ海部）契約約款
光ネットサービス（ピカラ石井CATV）契約約款
光ネットサービス（宇和島市専用サービス用）契約約款
光ネットサービス（ピカラ香南）契約約款
光ネットサービス（ピカラ東かがわ）契約約款
光ネットサービス（ピカラエーアイ）契約約款
光ネットサービス（ピカラ八西）契約約款
光ネットサービス（ピカラ日高）契約約款
光ネットサービス（ピカラ中芸）契約約款
光ネットサービス（ピカラおえ）契約約款
光ネットサービス（ピカラswan）契約約款
光ネットサービス（ピカラなか）契約約款
光ネットサービス（ピカラ東阿波）契約約款
光ネットサービス（ピカラ中土佐）契約約款
光ネットサービス（KBN）契約約款
光ネットサービス（ピカラおとよ）契約約款
ビジネス光ネットサービス契約約款
ビジネス光ネットサービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款
ビジネス光ネットサービス（宇和島市専用サービス用）契約約款

22 整理品目

当社は、以下のタイプについては整理品目として新規の申込を承諾しません。

- ・エコノミータイプのもの

料 金 表

料 金 表 目 次

通則	25
第1表 料金	27
第1 STIAサービスに関する料金	27
1 適用	27
2 料金額	30
第2表 工事に関する費用	37
第1 工事費	37
1 適用	37
2 工事費の額	38
第3表 事務手数料等	39
第1 適用	39
第2 料金額	39
第4表 附帯サービスに関する料金	40
第1 マカフィーセキュリティサービス利用料	40
第2 申請手数料	40
第3 ドメイン名維持管理料	40
第4 発行料	41

通 則

(料金、工事に関する費用の設定)

- 1 S T I Aサービスに係る基本額、工事に関する費用については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（ただし、付帯サービスのマカフィーセキュリティサービス利用料は除きます。以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、S T I Aサービスのお仕事ピカラ1 Gタイプのものに限り、提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。
 - (1) 暦月の初日以外の日にはS T I Aサービスの提供の開始（付加機能又は端末設備等の提供については提供を開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日には契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にS T I Aサービスの提供の開始（付加機能又は端末設備等の提供については開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日にはS T I Aサービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第4 1条（料金の支払義務）第3項第3号の表の規定に該当するとき。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。この場合、第4 1条第3項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事等に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事等に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず契約者の承諾を得て2ヶ月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金及び工事等に関する費用について契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従ってあらかじめ前受金を預かることがあります。
ただし、前受金に利息を付さないこととします。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 10 第4 1条（料金の支払義務）から第4 3条（工事費の支払義務）までの規定等により、この料金表に定める料金及び工事等に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税

抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下、同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に括弧内で表示する税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下、同じとします。）により計算した額とは差異が生じる場合があります。

（料金等の臨時減免）

- 1 1 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき及び当社が必要と判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時にその料金及び工事等に関する費用を減免することがあります。
- 1 2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、ホームページに表示する等の方法によりその旨を周知します。

第1表 料金

第1 STIAサービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容									
(1) タイプ及び品目等に係る料金の適用	<p>ア STIAサービスは、STIA網を複数の契約者で共用して符号伝送を行うサービスのため、共用する他の契約者の通信により、当該通信の伝送速度が低下し若しくは変動する状態（通信が全く利用できない状態を含みます。）となることがあります</p> <p>イ STIAサービスには次表のとおり提供の形態によるタイプ及び品目があります。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">タイプ</th> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">エコノミー</td> <td style="text-align: center;">300M b/s</td> <td>最大 300Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、固定 I P アドレスが利用できるもの、かつ、その契約者回線について当社が別に定める時間帯に修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">お仕事ピカラ 1 G</td> <td style="text-align: center;">1G b/s</td> <td>最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なものであって、利用できる動的グローバルアドレスの数が 1 までのもの、かつ、その契約者回線について当社が別に定める時間帯に修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	品目	内 容	エコノミー	300M b/s	最大 300Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、固定 I P アドレスが利用できるもの、かつ、その契約者回線について当社が別に定める時間帯に修理又は復旧を行うもの	お仕事ピカラ 1 G	1G b/s	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なものであって、利用できる動的グローバルアドレスの数が 1 までのもの、かつ、その契約者回線について当社が別に定める時間帯に修理又は復旧を行うもの
	タイプ	品目	内 容							
	エコノミー	300M b/s	最大 300Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、固定 I P アドレスが利用できるもの、かつ、その契約者回線について当社が別に定める時間帯に修理又は復旧を行うもの							
お仕事ピカラ 1 G	1G b/s	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なものであって、利用できる動的グローバルアドレスの数が 1 までのもの、かつ、その契約者回線について当社が別に定める時間帯に修理又は復旧を行うもの								
<p>備考</p> <p>1 エコノミータイプ及びお仕事ピカラ 1 Gタイプに係る提供区域は、当社が別に定める提供区域に準じます。</p> <p>2 契約者回線に接続される自営端末設備の数は、次表に定める数を超えて利用することができません。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">タイプ</th> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">自営端末設備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">エコノミー</td> <td style="text-align: center;">300Mb/s</td> <td style="text-align: center;">最大 1 0 台まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">お仕事ピカラ 1 G</td> <td style="text-align: center;">1Gb/s</td> <td style="text-align: center;">最大 1 0 台まで</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	品目	自営端末設備数	エコノミー	300Mb/s	最大 1 0 台まで	お仕事ピカラ 1 G	1Gb/s	最大 1 0 台まで	
タイプ	品目	自営端末設備数								
エコノミー	300Mb/s	最大 1 0 台まで								
お仕事ピカラ 1 G	1Gb/s	最大 1 0 台まで								
	<p>3 エコノミータイプ及びお仕事ピカラ 1 Gタイプについて、当社が別に定める時間外に、その契約者回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときは、その受け付けた日の翌日の当社が別に定める時刻以後の時間においてその修理又は復旧を行います。</p>									

<p>(2)最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>(ア) S T I Aサービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 最低利用期間は1年間とします。</p> <p>(ウ) 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第41条(料金の支払義務)及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(付加機能使用料を除きます。以下、この欄において同じとします。)に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(エ) 契約者は、最低利用期間内にS T I Aサービスのタイプ、品目若しくは細目の変更又は契約者回線の移転があった場合は、その変更又は移転について変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(オ) (エ)の場合に、S T I Aサービスのタイプ、品目若しくは細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p> <p>(カ) 当社は(ウ)の規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります</p>												
<p>(3)長期契約割引申出に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は契約者(お仕事ピカラ1Gタイプの契約者に限ります。)から、次表に規定する期間の長期契約割引(以下、この欄において「長期契約割引」といいます。)の申出があった場合には、長期契約割引の申出を当社が承諾した料金の翌料金月から、継続して利用する期間(以下、この欄において「長期契約割引期間」といいます。)において、料金表第1表2料金額に規定する2-1-1基本額について、次表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>イ 次表における継続利用月数とは、S T I Aサービス(お仕事ピカラ1Gタイプのもの)に限ります。以下、この欄において同じとします。)の提供を開始した日を含む料金月から起算し継続して利用した期間をいいます。ただし、S T I Aサービスを契約する以前に別記20に定める光ネットサービスを契約して利用していた場合は、その光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算し継続してS T I Aサービスを利用した期間をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="564 1350 1431 1971"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 1350 724 1532">長期契約割引コース</th> <th data-bbox="729 1350 970 1532">長期契約割引期間</th> <th data-bbox="975 1350 1214 1532">期間</th> <th data-bbox="1219 1350 1431 1532">回線使用料の減額[1契約者回線等ごとに月額](税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 1538 724 1971" rowspan="3">コース1 (ステップコース)</td> <td data-bbox="729 1538 970 1971" rowspan="3">(A)長期契約割引の申出の日を含む料金月の翌料金月から起算して36ヶ月後の料金月の末日まで (B)(A)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して24ヶ月ごとの期間</td> <td data-bbox="975 1538 1214 1675">①継続利用月数が37ヶ月未満である</td> <td data-bbox="1219 1538 1431 1675">600円 (648円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1682 1214 1818">②継続利用月数が37ヶ月以上61ヶ月未満である</td> <td data-bbox="1219 1682 1431 1818">800円 (864円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 1825 1214 1971">③継続利用月数が61ヶ月以上である</td> <td data-bbox="1219 1825 1431 1971">1,100円 (1,188円)</td> </tr> </tbody> </table>	長期契約割引コース	長期契約割引期間	期間	回線使用料の減額[1契約者回線等ごとに月額](税込価格)	コース1 (ステップコース)	(A)長期契約割引の申出の日を含む料金月の翌料金月から起算して36ヶ月後の料金月の末日まで (B)(A)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して24ヶ月ごとの期間	①継続利用月数が37ヶ月未満である	600円 (648円)	②継続利用月数が37ヶ月以上61ヶ月未満である	800円 (864円)	③継続利用月数が61ヶ月以上である	1,100円 (1,188円)
長期契約割引コース	長期契約割引期間	期間	回線使用料の減額[1契約者回線等ごとに月額](税込価格)										
コース1 (ステップコース)	(A)長期契約割引の申出の日を含む料金月の翌料金月から起算して36ヶ月後の料金月の末日まで (B)(A)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して24ヶ月ごとの期間	①継続利用月数が37ヶ月未満である	600円 (648円)										
		②継続利用月数が37ヶ月以上61ヶ月未満である	800円 (864円)										
		③継続利用月数が61ヶ月以上である	1,100円 (1,188円)										

コース2 (MAX コース)	(A) 長期契約割引 の申出のあった日 を含む料金月の翌 料金月から起算し て60ヶ月後の料 料金月の末日まで	継続利用月数が 1ヶ月以上であ る	1,100円 (1,188円)
	(B) (A)欄に規定 する期間が満了し た翌日から起算し て24ヶ月ごとの 期間		

ウ 当社は長期契約割引期間が満了する場合は、長期契約割引期間が満了する月までに契約者（お仕事ピカラ1Gタイプの契約者に限ります。）から更新しない旨の申し出が無い場合、長期契約割引期間が満了する月の翌料金月（以下、この欄において「更新月」といいます。）から長期契約割引期間を更新して適用します。

エ 長期契約割引期間には、STIAサービスの利用の一時中断または利用停止があった期間を含むものとします。

オ 長期契約割引期間には、STIAサービスの利用休止または移転に伴って契約者回線を利用できなくなった期間は含まないものとします。

カ 当社は、長期契約割引期間に係る契約者回線について、そのSTIAサービスの解除があった場合は、長期契約割引を廃止します。

キ 当社は、長期契約割引に係る契約者回線について、アに規定するタイプのもの以外への変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、アに規定する長期契約割引に係る減額を中断します。再び、アに規定するタイプのものに変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、アに規定する長期契約割引に係る減額を適用します。但し、長期契約割引に係る減額を適用しなかった料金月は、アに規定する長期契約割引期間に含まれるものとします。

ク STIAサービス契約者は、長期契約割引期間の満了前に長期契約割引の廃止があった場合には、次表の額を当社が定める期日までに支払っていただきます。但し、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

長期契約割引期間の経過 月数	料金額（税込価格） [1契約者回線ごとに]	
	コース1	コース2
1ヶ月目～36ヶ月目	30,000円 (32,400円)	50,000円 (54,000円)
37ヶ月目～60ヶ月目	20,000円 (21,600円)	
61ヶ月以上～ (以降24ヶ月ごと)	15,000円 (16,200円)	
更新月	0円	

(4) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用

故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

(5)付加機能に関する料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。
------------------	--

2 料金額

2-1 回線使用料

2-1-1 基本額

(1) エコノミータイプのもの

1 契約者回線ごとに

品目	区別	料金額 [月額]	(税込価格)
300Mb/s	IP-1コース		12,500円 (13,500円)
	IP-8コース		21,000円 (22,680円)

備考

- 1 回線終端装置の使用料を含みます。
- 2 1の契約回線等においてS T I Aサービスと光電話サービスを利用する場合は、基本額から2,500円(税込2,700円)を減額します。

(2) お仕事ピカラ1Gタイプのもの

1 契約者回線ごとに

品目	料金額 [月額]	(税込価格)
1Gb/s		8,500円 (9,180円)

備考

- 1 回線終端装置の使用料を含みます。
- 2 通信の着信先は同時に1つまでとしていただきます。ただし、標準ダイヤルアップIP接続機能、有料ダイヤルアップIP接続機能を利用した場合に限り、契約者の保有する接続IDの数だけの同時接続を認めるものとします。
- 3 1の契約回線等においてS T I Aサービスと光電話サービスを利用する場合は、基本額から2,500円(税込2,700円)を減額します。

2-1-2 付加機能利用料

(1) エコノミータイプ及びお仕事ピカラ1Gタイプ（ただし、固定グローバルアドレス利用機能を利用している場合に限り。）のもの

区分		単位	料金額 [月額] (税込価格)
DNSサーバー機能	その契約者に係るドメイン名及びIPアドレスをあらかじめ当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムにより名前解決をすることができる機能をいいます。	1ゾーンごとに	—
	備考	1 当社は、主システムのドメインネームシステムとして名前解決をするプライマリDNSサーバー（以下「プライマリDNSサーバー」といいます。）の情報を複製して動作する副システムのセカンダリDNSサーバーに限り提供します。 2 プライマリDNSサーバーは契約者にご用意していただきます。 3 この機能において登録することができるドメイン名及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。	

(2) お仕事ピカラ1Gタイプのもの

区分		単位		料金額 [月額] (税込価格)	
電子メール機能	S T I A サービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送、迷惑メールの振分け等を行う機能をいいます。	基本額	メールアドレス最大15個まで (1GB/60日間/1メールアドレス)	無料	
		加算額	1メールアドレス追加ごとに (1GB/60日間/1メールアドレス)	200円 (216円)	
			メールボックス容量	1メールアドレス蓄積容量1GB追加ごとに (追加できる容量は4GBまで)	200円 (216円)
			メールを蓄積できる期間	1メールアドレスに蓄積できる期間 365日	無料
				1メールアドレスに蓄積できる期間無期限 (迷惑メールおまかせ振分け付き)	300円 (324円)
迷惑メールおまかせ振分け			200円 (216円)		

備考

- 1 当社は、1の契約者回線につき15のメールアドレスを割当てます。この場合において、1のメールアドレスにおいて利用できる電子メール蓄積装置の容量は1GBとし、電子メールを蓄積できる期間は60日間とします。
- 2 STIAサービス契約者（お仕事ピカラ1Gタイプのものに限ります。以下、この欄において同じとします。）は、利用するメールアドレスの数、1のメールアドレスにおいて利用できる電子メール蓄積容量及び蓄積できる期間の変更を請求することができます。
- 3 追加できるメールアドレスの数は、最大35個までとします。
- 4 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができる電子メール蓄積容量は1GB、蓄積できる期間は60日間とします。
- 5 電子メール蓄積容量は、1のメールアドレスごとに1GB単位で4GBまで追加できるものとし、最大5GBまでとします。
- 6 電子メールを蓄積できる期間は、365日又は無期限に延長できるものとします。無期限の場合は、迷惑メールおまかせ振分け機能も提供するものとします。ただし、利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- 7 1のメールアドレスにおいて「迷惑メールおまかせ振分け」を利用することができるものとします。当社は、電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールのうち、当社が別に定めるソフトウェアを用いて迷惑メールと判断した受信電子メールをあらかじめ指定したメールフォルダへ保存する機能を「迷惑メールおまかせ振分け」とします。当社が別に定めるソフトウェアにより対応可能な受信電子メールとします。本機能は、迷惑メールの振分けとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。ただし、利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- 8 STIAサービス契約者は、当社指定のメールソフト、ブラウザまたは携帯電話を利用して電子メールの送信または受信を行うことができます。
- 9 電子メール情報蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。
- 10 当社はSTIAサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をSTIAサービス契約者に通知します。
- 11 STIAサービス契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのSTIAサービス契約者からの電子メールの転送を継続して行うことについてSTIAサービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのSTIAサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。
- 12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（7並びに、4及び6の規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については責任を負いません。
- 13 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

ホームページ 開設機能	STIAサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行うことができる機能をいいます。	基本額	1のホームページアドレス利用につき (50MB)	無料
		加算額	1ホームページ蓄積容量 5MB追加ごとに	200円 (216円)

	備考	<p>1 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は50MBとします。</p> <p>2 STIAサービス契約者（お仕事ピカラ1Gタイプのものに限ります。以下、この欄において同じとします。）は、1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大50MBまで蓄積容量を追加することができます。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他STIAサービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>4 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>5 当社は、エの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止をされたSTIAサービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのSTIAサービス契約者に係るホームページの提供の廃止を行うことがあります。</p> <p>6 エからオまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの提供の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、その旨をSTIAサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>7 当社は、STIAサービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのSTIAサービス契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨をSTIAサービス契約者に通知します。</p> <p>8 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（ウからオまでの規定及びキの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>9 ホームページの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>
--	----	---

ウイルスチェック機能	<p>STIAサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下、同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。</p>	基本額	無料
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 2 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 3 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 4 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 		

標準ダイヤルアップ I P 接続機能	本邦内においてダイヤルアップ回線に電話回線、I S D N 回線等を使用して、インターネットプロトコルによる通信が利用できる機能をいいます。	—	無料
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 標準ダイヤルアップ I P 接続機能において利用することができる接続 I D の数は、1 に限ります。 2 S T I A サービス契約者（お仕事ピカラ 1 G タイプのものに限ります。）は、ダイヤルアップ回線から当社が別に定める通信方式により、当社が別に定めるダイヤルアップアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。 3 本機能は、本邦内の当社が別途指定するダイヤルアップアクセスポイント（アナログ/I S D N 対応）及び P I A F S 対応ダイヤルアップアクセスポイントにおいてダイヤルアップ I P 接続機能を提供します。 4 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。 5 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。 6 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 	
有料ダイヤルアップ I P 接続機能	本邦内においてダイヤルアップ回線に電話回線、I S D N 回線等を使用して、インターネットプロトコルによる通信が利用できる機能をいいます。	1 接続 I D 追加ごとに	1,000 円 (1,080 円)
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、S T I A サービス契約者（お仕事ピカラ 1 G タイプのものに限ります。以下、この欄において同じとします。）からの請求に基づき、当社が別に定める数の範囲内において、接続 I D の割当てを行います。 2 S T I A サービス契約者は、ダイヤルアップ回線から当社が別に定める通信方式により、当社が別に定めるダイヤルアップアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。 3 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。 4 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。 5 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 	
固定グローバルアドレス利用機能	I P アドレスを固定的に利用する機能をいいます。	I P アドレスの数について 1 個を超えて利用することができないもの	4,000 円 (4,320 円)
		I P アドレスの数について 8 個を超えて利用することができないもの	12,500 円 (13,500 円)

ブログ機能	S T I Aサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置等を利用して、日記型ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行うことができる機能をいいます。	ベーシック	無料
		プラス	450 円 (486 円)
		プロ	950 円 (1,026 円)
備考	<p>1 本機能において登録することができるサービスは、ベーシック、プラス、プロの何れか、1に限ります。</p> <p>2 本機能登録月の利用料金は、無料となります。</p> <p>3 本付加機能の廃止登録後2ヶ月間は、新たに登録いただけません。</p> <p>4 ベーシック、プラス、プロの何れかのサービスから他のサービスへ変更することができます。その場合における当月の料金は、最も高いサービスの料金を適用します。</p> <p>5 本機能におけるその他提供条件については、別途定める利用規約に準じます</p>		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1-1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等において、1の工事ごとに適用します。				
(2) タイプ又は品目等の 変更、接続変更の場合 の工事費の適用	タイプ又は品目の変更の場合の工事費は、変更後のタイプ又は品目に対応する設備に関する工事に適用し、接続変更の場合の工事費は、接続変更先の取付けに関する工事（取替えに関する工事を含まず。）について適用します。				
(3) 新規、タイプ又は品 目等の変更に係る工 事費の区分	新規・変更に係る工事については、次の区分があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">工事の区分</th> <th style="width: 50%;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>S T I Aサービス取扱局の交換設備又は主配線盤における工事について適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 交換機等工事費	S T I Aサービス取扱局の交換設備又は主配線盤における工事について適用します。
工事の区分	適 用				
ア 交換機等工事費	S T I Aサービス取扱局の交換設備又は主配線盤における工事について適用します。				
(4) 付加機能に係る工 事費の区分	付加機能の利用開始、変更に伴う当社設備の設定等の場合に適用します。				
(5) 利用の一時中断に 係る工事費の区分	S T I Aサービス又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。				
(6) 付加機能の一時中 断に係る工事費の区 分	付加機能（当社が別に定めるものの限りです。）の利用の一時中断を行う場合に適用します。				
(7) 契約者回線等の移 転に係る工事費の適 用	契約者回線等の移転に伴う、交換機等工事費については適用しません。				
(8) 工事費の減額適用	当社は、上記の（3）新規・変更に係る工事費の区分の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。				

1-2 宇和島市に係るもの

次に掲げる事項については、宇和島市の契約約款等の規定を準用します。

- (1) 工事費の算定
- (2) 回線終端装置工事費、配線工事費、屋内残置工事費、軒先残置工事費、引込線全撤去工事費
- (3) 専用回線等の移転に係る工事費の適用
- (4) 工事費の減額適用

2 工事費の額

2-1 エコノミータイプ及びお仕事ピカラ1Gタイプのもの

工事の種類		単位	工事費の額 (税込価格)
新規、タイプ 又は品目等の 変更、接続変 更に係る工事	交換機等工事費	1の工事ごと	1,000円 (1,080円)
付加機能の利 用開始、変更 に係る工事	DNSサーバーへの登録、追加及び 変更作業費	1の工事ごと	2,000円 (2,160円)
利用の一時中断に係る工事費		1の工事ごと	4,000円 (4,320円)
付加機能の一時中断に係る工事費		1の工事ごと	1,000円 (1,080円)
備考			
1 上記の工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。			
2 付加機能の利用開始に係る工事については、サービスの提供の開始と同時に行う場合には、付加機能に係る工事費をいただかない場合があります。			

第3表 事務手数料等

第1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1)事務手数料等に係る料金の適用	<p>ア STIAサービス契約(エコノミータイプ及びお仕事ピカラ1Gタイプのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</p> <p>イ STIAサービス契約者(お仕事ピカラ1Gタイプのものに限ります。)からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、STIAサービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。</p>
(2)事務手数料等の適用除外又は減額等	<p>ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</p>

第2 料金額

(1) 契約事務手続きに係るもの

種 別	単 位	料金額 (税込価格)
契約事務手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,160 円)
備考 当社の判断により、契約事務に係る手数料をいただかない場合があります。		

(2) 付加機能に係るもの

ア 電子メール機能に係るもの

種 別	単 位	料金額 (税込価格)
受信電子メール転送設定手数料	1 メールアドレスごとに	300 円 (324 円) (ただし、お客さま自身が設定される場合は無料とします。)

イ 有料ダイヤルアップIP接続機能に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税込価格)
有料ダイヤルアップIP接続機能開始手数料	1 接続IDごとに	1,000 円 (1,080 円)

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 マカフィーセキュリティサービス利用料

区分		単位	料金額 [月額] (税込価格)
マカフィーセキュリティサービス	日本ネットワークアソシエイツ株式会社(「ネットワークアソシエイツ」)が提供するセキュリティソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1 IDごと	マカフィー・ウイルススキャン、 マカフィー・パーソナルファイアウォールプラス、 マカフィー・スパムキラー、 マカフィー・プライバシーサービス 各 250 円 (各 270 円) マカフィー・セキュリティスイート (上記4つのセット) 500 円 (540 円)
備考	<p>1 本サービスはお仕事ピカラ1Gタイプに限り提供します。</p> <p>2 当社は、1のPCにつき、1のサービスを提供します。ただし、IDの申込の際には、1の電子メールアドレス(付加機能として提供する2-1-2の電子メール機能により提供されるメールアドレスであり、かつ重複しないものに限る)につき1のIDを提供します。</p> <p>3 本サービスにおいて、その他提供条件については、日本ネットワークアソシエイツ株式会社とSTIAサービス契約者とのエンドユーザライセンス契約(利用規約)に準じます。</p> <p>4 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>5 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、4の規定は適用しません。</p>		

第2 申請手数料

区分	単位	料金額 (税込価格)
ドメイン名申請手数料	1ドメイン名の申請ごとに	1,000円 (1,080円)
IPアドレス申請手数料	1申請ごとに	1,000円 (1,080円)

(注) 上記の手数料のほか、JPRS等への手数料(実費)が必要です。

第3 ドメイン名維持管理料

区分	単位	料金額(月額) (税込価格)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに	500円 (540円)

第4 発行料

区分	単位	料金額 (税込価格)
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の 発行ごとに	無料
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等 の発行ごとに	300 円 (324 円)
備考		
1 当社は、料金請求書等を原則として1のSTIAサービス契約ごとに発行します。		
2 当社は、支払い証明書等（領収証を含みます。）を原則として1のSTIAサービス契約ごとに発行します。		

別 表

別表 基本的な技術的事項

1. エコノミータイプのもの

品目	物理的条件	相互接続回路
300Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 100BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3 10BASE-T 準拠

2. お仕事ピカラ1Gタイプのもの

品目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 100BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3 10BASE-T 準拠

附 則

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成25年3月15日から適用します。ただし、STIAサービスの提供開始は平成25年4月1日とします。

(特例措置)

- 2 平成25年3月15日から当社が別途公示するまでの間に当社が別途定めるビジネス光ネットサービス（宇和島市専用サービス）契約約款及び光ネットサービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づく契約者（平成25年3月15日以降も契約が成立しているものに限り、）が、光ネットサービスの契約を解除したうえで、STIAサービスの契約申込みを行った場合には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が含まれる月の月額料金はいただきません。
- 3 平成25年3月15日から平成25年3月31日までの間にSTIAサービスの契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービスと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 新規契約に伴う工事費はいただきません。
 - (2) 新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成25年4月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 平成25年4月1日から平成25年9月30日までの間にSTIAサービスの契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービスと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 新規契約に伴う工事費はいただきません。
 - (2) 新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成25年5月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 お仕事ピカラ300タイプの付加機能のうち、ホームページ閲覧規制機能については、平成25年5月1日より新規申込受付を停止し、同日をもって提供を終了するものとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成25年9月10日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 お仕事ピカラ300タイプの付加機能のうち、海外ローミング機能については、平成25年9月10日より新規申込受付を停止し、同日をもって提供を終了するものとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成25年10月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間にSTIAサービスの契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービスと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 新規契約に伴う工事費はいたしません。
- (2) 新規契約に伴う契約事務手数料はいたしません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成25年11月15日から適用します。
長期契約割引については平成25年12月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成25年12月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供している下表の左欄の契約については、この改正規定実施の日に当社が行う設定変更終了をもって、右欄の契約に移行したものとみなして取り扱います。

改正前のSTIAサービスのタイプ	改正後のSTIAサービスのタイプ
お仕事ピカラ300	お仕事ピカラ1G

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 4 平成25年12月1日から平成26年3月31日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。
 - (2) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成26年4月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 平成26年4月1日から平成26年9月30日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。
 - (2) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成26年6月12日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成26年7月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成26年10月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。
 - （1）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。
 - （2）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成26年12月19日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成27年4月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。
- (2) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成27年4月30日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 お仕事ピカラ1Gタイプの付加機能のうち、グループコミュニケーション機能については、平成27年4月30日より新規申込受付を停止し、同日をもって提供を終了するものとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成27年7月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

1 この約款は、平成27年8月1日から適用します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

1 この約款は、平成27年9月1日から適用します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

1 この約款は、平成27年10月1日から適用します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

（1）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。

（2）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成28年4月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 平成28年4月1日から平成28年9月30日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

- （1）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。
- （2）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成28年8月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この約款は、平成28年10月1日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

- （1）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。
- （2）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

- （1）過去のSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約者が、過去のSTIAサー

ビス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）申込を行った場合。

附 則

（適用期日）

1 この約款は、平成29年4月1日から適用します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特例措置）

3 平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

（1）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。

（2）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

（1）過去のSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約者が、過去のSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）申込を行った場合。

附 則

（適用期日）

1 この約款は、平成29年10月1日から適用します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特例措置）

3 平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

（1）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。

（2）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

（1）過去のSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約者が、過去のSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での

利用を目的にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）申込を行った場合。

附 則

（適用期日）

- 1 この約款は、平成30年3月1日から適用します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（適用期日）

- 1 この約款は、平成30年4月1日から適用します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（特例措置）

- 3 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）と光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約約款に基づくもの）の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

（1）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。

（2）お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

（1）過去のSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約者が、過去のSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）申込を行った場合。

附 則

（適用期日）

- 1 この約款は、平成30年10月1日から適用します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（特例措置）

- 3 平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間にSTIAサービス（お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。）の契約申込みと光電話サービス（ビジネス光電話サービス（宇和島市専用サービス用）契約

約款に基づくもの)に係る契約申込みを同時に行い、かつSTIAサービス(お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。)と光電話サービス(ビジネス光電話サービス(宇和島市専用サービス用)契約約款に基づくもの)の提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

(1) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う工事費はいただきません。

(2) お仕事ピカラ1Gタイプに係る新規契約に伴う契約事務手数料はいただきません。

4-3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 過去のSTIAサービス(お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。)契約者が、過去のSTIAサービス(お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。)契約終了時点から6ヶ月未満の期間に過去と同一場所での利用を目的にSTIAサービス(お仕事ピカラ1Gタイプに限ります。)申込を行った場合。